

平成18年12月24日

「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に
得る独立行政法人等の見直しについて」の行政改革推進本部決定

- 中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る23の独立行政法人の見直しについて、本日、政府行政改革推進本部で了解の上、各主務大臣の見直し案が決定されました。
- 今回決定された見直しの内容は、行政減量・効率化有識者会議の指摘事項や、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の「勧告の方向性」を踏まえ、①業務の廃止・縮小・重点化等、②融資業務等の見直し、③非公務員化などを柱とするものです。
- これらの結果、次期中期目標期間全体を通じた法人のコスト（一般管理費、業務費）の削減効果は、約1,900億円と見込まれます。

23法人の見直し結果のポイント

1. 業務の廃止・縮小・重点化等

- 国の歳出の削減を図る観点から、すべての法人について業務の廃止・縮小・重点化等の見直し

<雇用・能力開発機構> (厚生労働省)

- ・ 助成金の廃止等による国からの補助金の大幅削減

- ・ 「私のしごと館」について、廃止も含めた抜本的な在り方の見直し

- ・ 職業訓練の重点化

<科学技術振興機構> <日本学術振興会>

(文部科学省)

- ・ 研究費の重複排除・不正使用防止対策の強化

<国際協力機構> (外務省)

- ・ 事業費総額への包括的かつ検証可能な効率化目標設定によるコスト削減

- 6法人13事業について市場化テストの枠組みを活用

<国際交流基金> (外務省)

- ・ 「関西国際センター」の在日外交官日本語研修事業

<日本学生支援機構> (文部科学省)

- ・ 「東京国際交流館」の「プラザ平成」運営等業務

2. 融資等業務の見直し

融資等業務＝出資、直接融資(貸付)、債務保証等、
利子補給

- 対象法人の融資等業務すべてについて、廃止・縮小・重点化・運営改善等の見直し

- 59の融資等業務のうち、**54%に当たる32業務を廃止・縮小**

<福祉医療機構> (厚生労働省)

- ・ 福祉医療貸付の融資対象限定・融資率引下げ、新規融資額を大幅に縮減

<新エネルギー・産業技術総合開発機構>

(経済産業省)

- ・ 省エネルギー債務保証の廃止、これに伴う基金の国庫返納

<中小企業基盤整備機構> (経済産業省)

- ・ 個別法に基づく出資・債務保証5事業の廃止

<日本学生支援機構> (文部科学省)

- ・ 奨学金の回収強化等

◎ 新規融資の規模縮小 約1,800億円

〔見直しを行わなかった場合の新規融資の額から、見直しを行った場合の新規融資を差し引いた額を単年度平均で各府省が試算した額を集計したもの。〕

◎ 余剰資金等の国庫返納 約180億円

〔現時点で金額が確定していないものはカウントしていない。〕

3. 非公務員化

自動車検査独立行政法人(国土交通省所管)の役職員を非公務員化
(役職員875人:平成18年1月現在)

〔※ 18年度の見直し対象法人のうち、公務員型独法は上記1法人〕

4. 共通指摘事項

このほか、①一般管理費・事業費について具体的な効率化目標の設定、②総人件費の削減、③随意契約の見直し、④法人の資産(会議所・研修施設等)の有効活用等に係る見直し、⑤決算情報・セグメント情報等の公表の充実を共通的に指摘。

今回の見直しによるコスト削減効果
(一般管理費+業務費)

約1,900億円
(次期中期目標期間全体)

※ 次期中期目標期間全体について見直しを行わなかった場合のコスト(一般管理費+業務費)から、見直しを行った場合のコストを差し引いた額等で各府省が試算した額を集計したもの。

法人別の主な見直し事項

___:融資等業務を行う法人 ●:一般業務 ■:融資等業務

主務府省	法人名	主な見直し事項
内閣府	北方領土問題対策協会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人資金貸付の停止、住宅新築資金貸付の在り方検討、融資条件の厳格化 ● 組織及び業務運営の見直しによるコスト削減の徹底
外務省	国際協力機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業費総額に係る包括的かつ検証可能な効率化目標の設定、コスト削減 ● ODA卒業国に設置されている海外拠点の原則廃止 ● 随意契約の見直し(第三者による契約の妥当性の検証等)
	国際交流基金	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府間の合意に基づく大型交流事業等への重点化 ● 「国際交流基金フォーラム」の廃止
文部科学省	教員研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校管理研修(中央研修)への一層の重点化 ● 短期(2週間)・長期(1年)の海外派遣研修の廃止
	科学技術振興機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 競争的資金の不合理な重複・過度の集中排除、不正防止対策強化 ● 施設運営業務(日本科学未来館等)の民間委託
	日本学術振興会	<ul style="list-style-type: none"> ● 競争的資金の不合理な重複・過度の集中排除、不正防止対策強化
	日本学生支援機構	<ul style="list-style-type: none"> ■ 奨学金貸与事業における回収強化等 ● 国際交流会館の新設停止等
	国立大学財務・経営センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の機能を融資等業務に特化、他業務の廃止 ■ 施設費資金貸付に係る民間資金の活用等
	日本私立学校振興・共済事業団	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間の融資実態等を踏まえた短期融資の廃止等 ● 学校法人への補助金助成の配分方法の見直し
厚生労働省	福祉医療機構	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉医療貸付の対象限定(政策優先度の高いもの・中小病院等)、融資率引下げ、新規融資額を大幅に縮減 <p>※ 厚生労働省において、17年度融資実績に対し、約2割の縮減を見込んでいる。</p>
	労働政策研究・研修機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査研究業務など業務全般の縮小・重点化 ● 業務の縮小に伴う人員の縮減、コスト削減

主務府省	法人名	主な見直し事項
厚生労働省	雇用・能力開発機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務全般の抜本的見直しによるコストの大幅削減 ● 各種職業訓練の重点化等による職業能力開発業務の規模縮小 ● 「私のしごと館」について、3年間の総合的な経営改善、その結果を踏まえ、廃止を含めた抜本的な在り方の見直し ● 勤労者財産形成関係助成金の全廃 ■ 財形融資メニューの一部廃止 ● 業務の全般について、次期中期目標期間終了時までには、これまでの取組の効果の分析・検証結果に基づき、ゼロベースで見直し
農林水産省	農林漁業信用基金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業・漁業信用保険に部分保証を導入(従来 100%保証) ■ 保険引受時の審査の厳格化・求償権回収の強化
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構 【18年度は融資等業務のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 省エネルギー債務保証・利子補給の廃止及びそれに伴う基金の国庫返納
	日本貿易振興機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務全般の重点化、ビジネス日本語能力テスト等の廃止
	原子力安全基盤機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 規格基準に係る調査・試験・研究業務を喫緊の課題に重点化 ● 原子力防災研修事業の他法人との重複排除等による経費縮減
	情報処理推進機構	<ul style="list-style-type: none"> ● ソフトウェア開発の助成事業の一部廃止 ■ 一般債務保証の廃止及びそれに伴う政府出資金の国庫返納
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<ul style="list-style-type: none"> ■ 石油等探鉱・開発に係る支援については、特殊法人等整理合理化計画に基づき支援割合の上限を引き下げた経緯、現行制度の基本的考え方、石油・天然ガスをめぐる諸般の動向等を十分に踏まえる ■ 石油等探鉱・開発に係る個別支援の採択管理における厳正・適切な審査・評価
	中小企業基盤整備機構 【18年度は融資等業務のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高度化融資事業の融資案件の限定、債権管理の強化 ■ 個別法に基づく出資・債務保証5事業の廃止
国土交通省	自動車検査	<ul style="list-style-type: none"> ● 役職員の非公務員化 ● 検査業務の縮減・重点化、業務量に応じた要員配置の見直し
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構 【18年度は融資等業務のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 内航海運活性化融資に係る借入金の抑制
	自動車事故対策機構	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交通遺児等に対する生活資金貸付の業務コスト削減 ● 支所業務の集約化、要員配置の見直し
	奄美群島振興開発基金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 融資・債務保証を他の金融機関等で対応できないメニュー・案件に特化 <small>※ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)に基づき設立されており、同法の期限は平成 20 年度末となっている。</small>

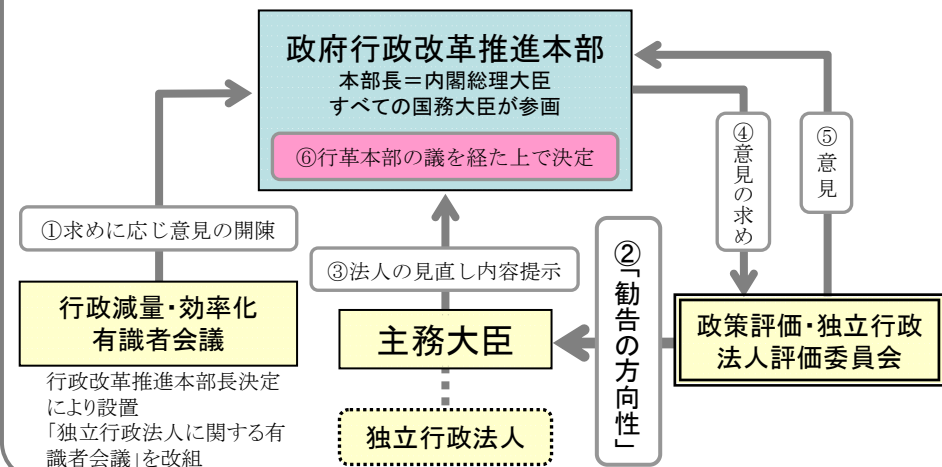
(参考1)見直しの経緯、見直しの仕組み等

1. 見直しの経緯

- 独立行政法人制度においては、主務大臣が法人ごとに3～5年の中期目標を定め、中期目標期間が終了する際に法人の組織・業務全般の見直しを実施する仕組み。（独立行政法人通則法）
- 今回は、中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る23法人について、見直しを実施。
- このうち、11法人について、行政減量・効率化有識者会議（座長：飯田亮セコム株式会社取締役最高顧問）がヒアリングを行った後、非公務員化、事務事業の見直し等（①事務・事業の重点化、②財務面の改善に向けた見直し、③金融業務の見直し）を内容とする指摘事項を取りまとめ、内閣総理大臣に報告（11月21日）
- 総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会（委員長：丹羽宇一郎伊藤忠商事（株）取締役会長）は、①業務の廃止・縮小・重点化等、②融資等業務の見直し、③非公務員化などを内容とする「勧告の方向性」を取りまとめ、主務大臣に通知（11月27日）
- 主務大臣は、「勧告の方向性」の指摘を踏まえた見直し案を作成し、政府行政改革推進本部の議を経た上で見直し内容を決定（12月24日）

2. 見直しの仕組み

主務大臣は、政策評価・独立行政法人評価委員会の「勧告の方向性」に沿って法人の見直し内容を検討し、政府行政改革推進本部の議を経た上で見直し内容を決定します。



3. これまでの中期目標期間終了時の見直しの成果

- 約13,000人の役職員を非公務員化。非公務員型法人の割合は、独立行政法人制度が導入された13年度の8.8%（57法人中5法人）から、19年度は92.1%（101法人中93法人）に増加。
- 法人の統廃合により、法人数が14減少。これに伴い、役員数が47人（理事19人、監事28人）減少。

(参考2) 見直し対象23法人の概要

所管府省	法人名	現在行っている主な業務	常勤職員数(人)	国の財政支出(億円)	行政サービス実施コスト(億円)
内閣府	北方領土問題対策協会 ^⑱	北方領土問題等に関する国民世論の啓発、旧漁業権者等への資金融通	19	8	8
外務省	国際協力機構 ^⑳	開発途上地域に対する技術協力・無償資金協力の実施促進	1,327	1,609	1,628
	国際交流基金 ^⑳	国際文化交流目的の人物派遣・招へい・催しの実施、日本語の普及	216	134	166
文部科学省	教員研修センター ^⑱	学校教育関係職員に対する研修	51	18	19
	科学技術振興機構 ^⑱	新技術創出に係る研究・開発、科学技術の情報流通促進・知識普及	2,814	1,028	1,079
	日本学術振興会 ^⑱	学術研究に関する助成、研究者の海外派遣・受入れ	99	1,373	1,281
	日本学生支援機構 ^㉑	経済的に修学困難な優れた学生等に対する学資の貸与、留学生宿舍の運営	534	1,354	732
	国立大学財務・経営センター ^㉑	国立大学法人等に対する施設費資金交付・貸付け、財産活用に関する助言	25	5	122
	日本私立学校振興・共済事業団(助成業務) ^⑱	私立学校に対する補助金の交付、学校法人に対する資金の貸付け	103	2,543	2,558
厚生労働省	福祉医療機構 ^⑱	社会福祉事業施設・病院等の設置・整備・経営に必要な資金の貸付け	255	508	678
	労働政策研究・研修機構 ^⑱	労働政策等に関する調査研究、厚生労働省職員等への研修	135	34	33
	雇用・能力開発機構 ^⑱	雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置・運営、財形貯蓄を行う勤労者に対する住宅資金・教育資金の貸付け	4,228	1,332	1,501
農林水産省	農林漁業信用基金 ^⑱	農林漁業者の資金借入れに係る保証・保険、農業・漁業信用保証協会に対する資金の貸付け	119	27	43
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構 ^⑱ ◆	新エネルギー導入に係る債務保証及び省エネルギー・リサイクル推進に係る債務保証・利子補給	(1,256)	(2,290)	(2,243)
	日本貿易振興機構 ^⑱	貿易取引のあっせん、見本市等の開催、貿易に関する調査・成果普及	1,609	321	256
	原子力安全基盤機構 ^⑱	原子力・原子炉施設に関する検査、設計の安全性の解析・評価	451	236	250
	情報処理推進機構 ^⑱	プログラムの開発・普及、開発に必要な資金借入れに係る債務保証、情報処理技術者試験の実施	206	59	66
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構 ^⑱	石油・鉱物資源の探鉱開発のための資金の出資・融資・債務保証、石油・鉱物資源の備蓄	509	1,612	235
	中小企業基盤整備機構 ^㉑ ◆	中小企業者等に貸付けを行う都道府県に対する資金の貸付け、第3セクター等への出資	(839)	(540)	(-2,605)
国土交通省	自動車検査 ^⑱ ※	自動車の保安基準適合性の審査	871	109	131
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ^⑱ ◆	内航海運活性化のための融資、高度船舶技術の試験研究に係る利子補給等	(1,830)	(1,475)	(217)
	自動車事故対策機構 ^⑱	指導講習・適性診断、療護センターの設置・運営、交通遺児等への生活資金等の貸付け	336	129	119
	奄美群島振興開発基金 ^㉑	奄美群島内の事業者への融資・債務保証	20	3	2

(注1) 「法人名」欄中、丸囲みの数値は法人の中期目標期間終了年度を示す。下線は融資等業務を行う法人、◆は融資等業務のみ前倒しで見直しを行う法人、※は公務員型の法人を示す。

(注2) 常勤職員数は平成18年1月現在。国の財政支出は平成18年度当初予算における額。行政サービス実施コストは平成17年度の額。

(注3) 農林漁業信用基金及び奄美群島振興開発基金は財務省と共管。

(参考3) 関連法令等

独立行政法人通則法

(平成11年法律第103号)

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

3 審議会（注：政策評価・独立行政法人評価委員会）は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

行政改革の重要方針

〔平成17年12月24日〕
閣議決定

2 独立行政法人、公営競技関係法人、その他政府関係法人の見直し

(1) 独立行政法人の組織・業務全般の見直し等

イ 特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の見直し

特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の中期目標期間の終了時期が平成18年度以降初めて到来することとなる。これらの法人については、「官から民へ」の観点から事業・組織の必要性を厳しく検討し、その廃止・縮小・重点化等を図ることはもとより、法人の事業の裏付けとなる国の政策についてもその必要性にまでさかのぼった見直しを行うことにより、国の財政支出の縮減を図る。

ウ 平成18年度における見直し

平成18年度においては、当該年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人(9法人)に加え、平成19年度末に中期目標期間が終了する法人(31法人)についても、円滑かつ効果的な見直しを行う観点から、業務・組織全般の見直しの検討に着手し、相当数について結論を得る。

融資業務等を行う独立行政法人については、平成20年度末に中期目標期間が終了する法人も含め、平成18年度中に政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた融資業務等の見直しを行い、結論を得る。

これらの法人の見直しに当たっては、平成18年夏を目途に、政府としての基本的な考え方を取りまとめる。また、政策評価・独立行政法人評価委員会としての見直しの方針を取りまとめる。

簡素で効率的な政府を実現するための 行政改革の推進に関する法律

(平成18年法律第47号)

(独立行政法人等の融資等業務の見直し)

第十四条 政府は、平成十八年度において、次に掲げる融資等業務（資金の貸付け、債務の保証、保険の引受け、出資若しくは利子の補給を行う業務又はこれに準ずる業務をいう。以下同じ。）の在り方について見直しを行うものとする。

一 独立行政法人のうち、平成十八年度から平成二十年度までの間に初めて中期目標の期間（独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。第五十二条において同じ。）が終了するものが、その目的を達成するために行う融資等業務

(国の歳出の縮減を図る見地からの見直し)

第十五条 平成十八年度以降に初めて中期目標の期間（独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する中期目標の期間をいう。次条において同じ。）が終了する独立行政法人（日本私立学校振興・共済事業団を含む。以下この節において同じ。）を所管する大臣は、独立行政法人通則法第三十五条第一項（日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による検討を行うときは、これらの独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、その組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方について併せて検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(融資等業務を行う独立行政法人の組織の見直し)

第十六条 平成十八年度から平成二十年度までの間に中期目標の期間が終了する独立行政法人のうち融資等業務を行うものを所管する大臣は、第十四条の規定による融資等業務の見直しの結果に応じ、当該独立行政法人の組織の在り方についても見直しを行うものとする。

【本件問合せ先】

総務省行政管理局独立行政法人総括担当（03-5253-5312(直通)）

管理官 可部 哲生（03-5253-5111(内線 5310)）

副管理官 新井 誠一（03-5253-5111(内線 2218)）

総務省行政評価局独立行政法人担当

（03-5253-5444、03-5253-5458(直通)）

評価監視官 新井 豊（03-5253-5111(内線 9128)）

評価監視官 清水 正博（03-5253-5111(内線 9095)）

総括評価監視調査官 砂山 裕（03-5253-5111(内線2438)）

総括評価監視調査官 平野 誠（03-5253-5111(内線2510)）